

大田区諮問第 98 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 8 月 5 日付け 3 健感発第〇〇号によって公文書不存在通知をしたことは、相当である。

2 開示請求対象情報

感染症対策課長が、庶務事務システムで、職員の超過勤務命令申請及び実施申請の内容を個別に承認したログ情報

3 審査の経過

令和 3 年 10 月 25 日 諮問を受け、実施機関から説明を受け、審査した。
11 月 22 日 実施機関からの説明、審査会事務局からの報告を受け、
審査した。
12 月 20 日 審査した。

4 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

感染症対策課長は、職員の超過勤務時間については、庶務事務システムで超過勤務命令申請及び実施申請の内容を個別に承認する際に、画面上目視にて確認しているため、それらに関するログ情報が電磁的記録として、取得・保管・管理されているはずである。

5 実施機関の弁明

職員の超過勤務時間については、庶務事務システムで超過勤務命令申請及び実施申請の内容を個別に承認する際に、画面上目視にて確認しており、請求された公文書は作成していない。

なお、庶務事務システムについては、システム稼働状況の管理及びエラー発生時のログのみを記録しているため、特定の職員がいつ、どの機能を利用していたかの記録はない。

6 審査会の判断

- (1) 大田区では、時間外勤務の実施にあたっては、実施前後に申請が必要である。実施前には、時間外勤務命令申請、実施後には時間外勤務実施申請がそれぞれなされ、課長は、庶務事務システムの画面上で、申請日、勤務日、時間外勤務時刻、作業内容等を目視で確認した後、決裁ボタンを押下する仕組みとのものである。

この際、職員個人の操作に関わるログ情報を保存することはしていない。これを保存するためには、ログが発生する前にこれを保存する設定にしなければならないが、そのような設定にはしていない。この保存をすることは、現在大田区が使用している機材の処理能力では不可能とのものである。

限りある機材の処理能力の中で、通常事務のログ情報を保存していないことは首肯できることである。

- (2) 以上のことから、審査請求人が求めるログ情報は保存されておらず、対象文書は存在しないことが認められる。

実施機関がなした公文書不存通知に違法又は不当な点はなく、審査会は前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板垣 勝彦

委員 黒野 徳弥

委員 浦岡 由美子